

(「ブロードバンド時代における番組制作に関する検討会」 - 資料)

## プロダクションとの委託取引契約方針の見直し等について

平成15年11月26日

日本放送協会

NHKでは、プロダクションとの委託取引契約について、より合理的でより透明性を確保したものとするため、平成15年7月末に次のような見直しを組織決定し、新しい契約方針の実効があがるよう関係団体とも協議を継続している。

### (1) 契約方針見直しの骨子

著作権を共有することになる再委託番組における制作プロダクションの著作権について、平成16年度からは契約によって、NHKを「共有権利の代表行使者」と定める。

アニメ番組については、プロダクションが企画し、キャラクター原案や楽曲等の作成まで行うものについては、NHKとの間で権利を共有し使用権の分担や権料収入配分等について契約する新しい委託形態を取り入れるなど、アニメ番組の特殊性にあわせた委託形態に整理する。

放送コンテンツの流通をより一層推進するために、NHKが代表行使者であっても、プロダクションにノウハウがある場合は、番組の二次展開に積極的に参加していただく。

これまでも実施していたが、委託制作だけでなく、プロダクションが独自に制作する番組を予約的に購入する制度の活用を促す。

### (2) ATP、日本動画協会との協議

#### ATPとの協議

- ・ATPは、今回のNHKの契約方針見直しに歓迎を表明。これを受けて、再委託番組に関する新契約方針に係る諸事項(代表行使期間、一定期間・回数を越えたNHKでの使用条件、権料収入配分、クレジット表記等)について、継続して協議。
- ・委託契約の全般に亘って実態と形態に矛盾がないか検証・整理することについて合意。

#### 日本動画協会との協議

- ・日本動画協会は、今回のNHKの契約方針見直しを評価すると表明。
- ・方向性を確実なものにするため、今年度後期に放送が予定されているアニメ番組で試行を開始。
- ・今後、コンペ方式による番組開発も検討。